

別紙

- 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1～第10 （略）</p> <p>第11 交付申請の取下げ</p> <p>1 都道府県知事及び市町村長は、交付申請を<u>取下げ</u>しようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に<u>取下げ</u>理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 地方農政局長は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の<u>取下げ</u>の報告をするものとする。</p> <p>第12～第18 （略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第3号 （略）</p> <p>別紙様式第4号 (略) 別紙4・別紙5 （略）</p> <p>別紙6 表(略) (注) 1～10 （略） 11 総事業費欄等の額の欄には、<u>予算額（交付申請額から調整した場合は、調整後の額）</u>を上段（ ）書き、<u>事業完了後の精算額</u>を下段に記入すること。</p> <p>別紙様式第5号・別紙様式第6号 （略）</p>	<p>第1～第10 （略）</p> <p>第11 交付申請の取下げ</p> <p>1 都道府県知事及び市町村長は、交付申請を<u>取り下げ</u>しようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に<u>取り下げ</u>理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 地方農政局長は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の<u>取り下げ</u>の報告をするものとする。</p> <p>第12～第18 （略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第3号 （略）</p> <p>別紙様式第4号 (略) 別紙4・別紙5 （略）</p> <p>別紙6 表(略) (注) 1～10 （略） 11 総事業費欄等の額の欄には、<u>交付申請額</u>を上段（ ）書き、<u>年度内執行額を中段、翌年度繰越額</u>を下段に記入すること。</p> <p>別紙様式第5号・別紙様式第6号 （略）</p>

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（令和2年3月31日付け元農振第2683号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、令和2年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

改正後

現行

(別表)

(別表)

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙1-1の第2の1. 農地整備事業	経営体育成型	1 [略] 2 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。））、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。））、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。））、急傾斜地帯（ <u>受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。）</u> ）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 [略]	
	耕作放棄地型（実施要領別紙1-1運用1別表1区分	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯 <u>又は指定棚田地域</u> において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙1-1の第2の1. 農地整備事業	経営体育成型	1 [略] 2 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。））、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。））、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。））、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。））又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 [略]	
	耕作放棄地型（実施要領別紙1-1運用1別表1区分	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域 <u>又は急傾斜地帯</u> において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	

	の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。)	3・4 [略]	
	実施要領別紙1-1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業に限る。	[略]	
	通作条件整備	[略]	
実施要領別紙1-1の第2の2.農業基盤整備促進事業	実施要領別紙2別表1区分の欄の1の定率助成	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	
	実施要領別紙2別表1区分の欄の2の定額助成	[略]	
実施要領別紙	実施計画策定	[略]	

	の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。)	3・4 [略]	
	実施要領別紙1-1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業に限る。	[略]	
	通作条件整備	[略]	
実施要領別紙1-1の第2の2.農業基盤整備促進事業	実施要領別紙2別表1区分の欄の1の定率助成	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	
	実施要領別紙2別表1区分の欄の2の定額助成	[略]	
実施要領別紙	実施計画策定	[略]	

1-1 の第2 の3. 実施計 画策定 事業	経営体育 成促進換 地等調整	50% ただし、沖縄県において行うものにあつては、80%、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
	[略]	[略]	
実施要 領別紙 1-1 の第2 の4. 草地畜 産基盤 整備事 業	基幹水利 施設整備 型	[略]	
	農業用水 再編対策 型	[略]	
	地域用水 機能増進 型	[略]	
	流域水質 保全機能 増進型	[略]	
	排水対策 特別型	[略]	
	基幹水利 施設保全 型	[略]	
	地域農業 水利施設 保全型	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は	

1-1 の第2 の3. 実施計 画策定 事業	経営体育 成促進換 地等調整	50% ただし、沖縄県において行うものにあつては、80%、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
	[略]	[略]	
実施要 領別紙 1-1 の第2 の4. 草地畜 産基盤 整備事 業	基幹水利 施設整備 型	[略]	
	農業用水 再編対策 型	[略]	
	地域用水 機能増進 型	[略]	
	流域水質 保全機能 増進型	[略]	
	排水対策 特別型	[略]	
	基幹水利 施設保全 型	[略]	
	地域農業 水利施設 保全型	1 [略] 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯に	

		指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 [略]	
実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型	畑地帯担い手育成型	1～2 [略] 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化事業を除く。） 4 (略)	
実施要領別紙2の第2の2. 農業水利施設保全合理化事業	畑地帯担い手支援型	[略]	
実施要領別紙2の第2の3. 広域農業用水適正管理対策事業		[略]	
実施要領別紙2の第2の4. 地域用水環境整備事業	[略]	[略]	

		において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3・4 [略]	
実施要領別紙2の第2の1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型	畑地帯担い手育成型	1～2 [略] 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化事業を除く。） 4 (略)	
実施要領別紙2の第2の2. 農業水利施設保全合理化事業	畑地帯担い手支援型	[略]	
実施要領別紙2の第2の3. 広域農業用水適正管理対策事業		[略]	
実施要領別紙2の第2の4. 地域用水環境整備事業	[略]	[略]	

実施要領別紙 3-1 の第2 の1. 農地防 災事業	[略]	[略]	
実施要領別紙 3-1 の第2 の2. 水質保 全対策 事業	[略]	[略]	
実施要領別紙 4-1 の第2 の1. 農村集 落基盤 再編・ 整備事 業	集落基盤 再編型 (実施要 領別紙4 -1の運 用1第3 の2の (5)を除 く。	[略]	
	中山間地 域総合整 備型及び 実施要領 別紙4-1 の運用 1第3の 2の(5)	[略]	
	農地環境 整備型	[略]	
実施計画 策定型	1 [略] 2 経営体育成促進換地等調整 50% ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、 過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において 行うものにあつては、55%、奄美群島において行うも		

実施要領別紙 3-1 の第2 の1. 農地防 災事業	[略]	[略]	
実施要領別紙 3-1 の第2 の2. 水質保 全対策 事業	[略]	[略]	
実施要領別紙 4-1 の第2 の1. 農村集 落基盤 再編・ 整備事 業	集落基盤 再編事業 (実施要 領別紙4 -1の運 用1第3 の2の (5)を除 く。	[略]	
	中山間地 域総合整 備事業及 び実施要 領別紙4 -1の運 用1第3 の2の (5)	[略]	
	農地環境 整備型	[略]	
実施計画 策定事業	1 [略] 2 経営体育成促進換地等調整 50% ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、 過疎地域又は特定農山村地域において行うものにあつ ては、55%、奄美群島において行うものにあつては、6		

		のにあつては、60%	
実施要領4-1の第2の2. 農業集落排水事業		[略]	
実施要領別紙4-1の第2の3. 畜産環境総合整備事業	[略]	[略]	
実施要領別紙4-1の第2の4. 農道整備事業		[略]	
実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)農業用水保全の森づくり事業	[略]		
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業1 都	育成林整備事業 共生環境整備事業	[略] (国の国費率) 1 [略] 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定	

		0%	
実施要領4-1の第2の2. 農業集落排水事業		[略]	
実施要領別紙4-1の第2の3. 畜産環境総合整備事業	[略]	[略]	
実施要領別紙4-1の第2の4. 農道整備事業		[略]	
実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)農業用水保全の森づくり事業	[略]	[略]	
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業1 都	育成林整備事業 共生環境整備事業	[略] (国の国費率) 1 [略] 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定	

<p>道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。） 、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並</p>	<p>による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（都道府県の交付率）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3 [略]</p>		<p>道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。） 、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並</p>	<p>による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（都道府県の交付率）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3 [略]</p>	
機能回復整備事業	[略]		機能回復整備事業	[略]	
林道改良事業	<p>（国の国費率）</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p>		林道改良事業	<p>（国の国費率）</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p>	

<p>びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）</p>	<p>事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	<p>2 [略] (都道府県の交付率) 1 林道改良事業 (1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 (2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	<p>びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）</p>	<p>事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、<u>転</u>落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	<p>2 [略] (都道府県の交付率) 1 林道改良事業 (1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、<u>転</u>落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 (2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、<u>転</u>落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>
<p>林道点検診断・保全整備事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、</p>	<p>[略]</p>	<p>(国の国費率) 1 林道整備について (1) [略] (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	<p>林道点検診断・保全整備事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、</p>	<p>[略]</p>	<p>(国の国費率) 1 林道整備について (1) [略] (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、<u>転</u>落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、<u>転</u>落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>

<p>「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1 以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対する率」欄</p>	<p>2・3 [略] (都道府県の交付率) 1 林道整備について (1) [略] (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>2 [略]</p> <p>山のみち地域づくり交付金事業</p>	<p>「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1 以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対する率」欄</p>	<p>2・3 [略] (都道府県の交付率) 1 林道整備について (1) [略] (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯、転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>2 [略]</p> <p>山のみち地域づくり交付金事業</p>
--	--	--	--

<p>の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p>			<p>の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p>		
<p>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業</p>	<p>予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、<u>山</u></p>	<p>1～4 [略] 5 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯<u>及</u><u>び</u>転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	<p>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業</p>	<p>予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、<u>山</u></p>	<p>1～4 [略] 5 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯、<u>転落防止柵</u>に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>

	地防災力 強化総合 対策事業		
	共生保安 林整備事 業	[略]	
	保安林管 理道整備 事業	[略]	
実施要 綱第2 の1の (2)の① のウの (7)水産 物供給 基盤整 備事業 以下 [略]		1 都道府県が行う漁港施設の整備 (1) 基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地（公 共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。）に あつては、10分の5以内（ただし、原子力発電施設等立 地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等振 興計画」という。）に係るものであつて基本施設又は輸 送施設の整備にあつては、10分の5.5以内） 2～21 [略]	

	地災害総 合減災対 策治山事 業		
	共生保安 林整備事 業	[略]	
	保安林管 理道整備 事業	[略]	
実施要 綱第2 の1の (2)の① のウの (7)水産 物供給 基盤整 備事業 以下 [略]		1 都道府県が行う漁港施設の整備 (1) 基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地（公 共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。）に あつては、10分の5以内（ただし、原子力発電施設等立 地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等 振興計画」という。）に係るものであつて基本施設又は 輸送施設の整備にあつては、10分の5.5以内） 2～21 [略]	